

国立大学法人群馬大学利益相反マネジメントポリシー

〔平成17年11月24日〕
制 定

1. 目的

国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）は、教育及び研究に加えて、社会との連携を促進し、学術研究による成果を社会に還元することを使命とする。このため、本学は、共同研究、受託研究、特許等のライセンス並びにベンチャー企業への創業支援等の産学官連携を含む社会貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）を積極的に推進するが、その際、不可避免的に利益相反の問題が生じ得ることになる。したがって、本学及び本学の役員、教職員等（以下「役職員等」という。）が、公正かつ効率的に職務を遂行する上で必要となる基本方針を利益相反マネジメントポリシーとして内外に明示する。

2. 利益相反の定義

利益相反（広義）とは、狭義の利益相反と責務相反を含むものとする。

- (1) 狭義の利益相反とは、本学又は役職員等が産学官連携活動等に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、本学における教育及び研究上の責任が衝突・相反している状態をいう。この狭義の利益相反には、役職員等個人が得る利益と役職員等個人の本学における責任との相反（個人としての利益相反）と、本学組織が得る利益と本学組織の社会的責任との相反（本学（組織）としての利益相反）とが含まれる。
- (2) 責務相反とは、役職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学は、産学官連携活動等を積極的に推進するとともに、役職員等にそのような活動を奨励する。
- (2) 本学は、産学官連携活動等を公正かつ効率的に推進するために、利益相反を適切にマネジメントするためのルールを整備する。
- (3) 本学及び役職員等は、利益相反に関するルールを遵守するとともに、利益相反により、教育・研究機関としての公正性が疑われることのないよう留意する。
- (4) 本学は、産学官連携活動等の円滑な推進を図るために、産業界等学外に対しても、利益相反マネジメントに関する理解と協力を求めていく。

4. 利益相反マネジメント体制

本ポリシーに基づき、本学に利益相反マネジメントの実施体制を構築する。